

官民競争入札等監理委員会
第 3 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 3 回官民競争入札等監理委員会

議事次第

日時：平成 18 年 7 月 20 日（木）12:30～14:32

場所：永田町合同庁舎 2 階 第 2 共用会議室

1 . 開 会

2 . 「公共サービス改革基本方針」総論についての討議

3 . その他

4 . 閉 会

○落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第3回の「官民競争入札等監理委員会」を開催させていただきます。本日は、逢見委員、寺田委員、増田委員が御都合より御欠席ということです。

本日は、前回に続きまして、公共サービス改革基本方針の案につきまして議論をしていただくということです。前回の議論に基づきまして、事務局の方で修正を加えたものがございますので、そのことにつきまして御説明をいただいた上で御議論をお願いしたいと思います。

それでは、説明をお願いします。

○堀内企画官 それでは、説明させていただきます。基本的には、委員の意見をそのまま反映させていただいておりますが、併せて事務局において若干文言の修正をさせていただいております。

例えば、目次のところでございますが「3. 地方公共団体が実施する官民競争入札又は民間競争入札」「5. 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価及びこれに伴う基本方針の見直し」でございますが、これらには従来「基本的な考え方」という標題を書かせていただきましたが、第2の1. のところで「基本的な考え方」という文言を既に使っておりますので、それぞれ「地方公共団体に求められる役割等」と「評価の位置付け」という形で修正をさせていただいております。

それでは、本文の修正の説明に入らせていただきます。

まず1ページ目の10行目でございます。これにつきましては、小林委員、寺田委員から、競争の導入という観点をより強調したらどうかという御指摘をいただきましたので「また、国や地方公共団体が行う業務について、競争を導入することにより、業務の実施主体の切磋琢磨・創意工夫を促すことも、『簡素で効率的な政府』の実現にとって極めて重要である」と修正させていただいております。

2ページ目につきましては、森委員から業務の選定に当たって廃止を強調したらどうかということで、廃止のところを という形で特出しさせていただいております。

3ページ、20行目あたりの(3)につきましては、落合委員長、逢見委員から、コンプライアンスの話がございましたので、民間事業者の責務のところ併せて「法令を遵守するとともに」という文言を加えさせていただきました。

3ページの最後のところ、監理委員会の運営の透明性に関する記述でございますが、森委員から、これは政府から言われてやるのではなく監理委員会が自発的にやるものであるという御指摘をいただきました。これについては、4の監理委員会の記述で書いておりますので、ここの部分は削除させていただきました。

4ページの35行目の「積極的に」というところでございます。森委員から、情報公表について「可能な限り」では弱過ぎるのではないかという御指摘でございましたので「積極的に」と修正させていただいております。

5ページの「イ 対象公共サービスの選定の考え方」につきましても、森委員の御指摘

を踏まえまして、廃止を強調する書きぶりに変更させていただいております。

５ページの最後のところに関連しまして、吉野委員から、官民競争入札と民間競争入札について、官を引きずり出すということで官民競争入札がより望ましいのではないかという御指摘をいただいたわけですが、これについて事務局で検討しましたが、基本的に官民競争入札でも民間競争入札におきましても、実施状況に関する情報開示という観点からは、同じ情報が開示されるという制度のスキームになっておりますので、官民競争入札が特に優れている理由が、見つからなかったものですから、今のところ原文をいかした形にさせていただいております。

６ページの冒頭のところにも「廃止」という言葉が何回か出ておりますが、これについても森委員の指摘を踏まえて廃止を強調する書き方をさせていただいております。

「さらに」以下の１５行目あたりが削られておりますが、これにつきましては、官に業務改善の期間を与えることによって、逆に官にモラトリアムの期間を与えることになってしまふおそれがないかという御指摘が斉藤委員、落合委員長からありましたので、御指摘を踏まえて、削除させていただいております。基本的には、各省と個別に折衝する中で、各省に業務改善の必要性を立証させることにしたいと思っております。

７ページでございますが、本文の修正ではありませんけれども、１５行目のところで「別添に留意の上、実施要項を定めることとする」と書いております。ここに明記することによって、実施要項の内容に関する留意事項を位置付けさせていただいております。これについては本文に引き続き御説明させていただきます。

小幡委員から、入札が１社に限られるような事態についての対応もきちんと念頭に置いておく必要があるという御指摘がありましたので、今のところでございますが「国の行政機関等の長等は、官民競争入札又は民間競争入札を実施するに当たっては、可能な限り多様・多数の入札参加者の間で公正な競争が確保されるよう、責任を持って必要な対応を取るとともに、以下に留意し適切に入札を実施する」という表現にさせていただいております。

次に「入札参加資格の有無の確認」の部分でございますが、逢見委員、落合委員長から、暴力団の関与だけについて書くのかという御指摘をいただいておりますので、これにつきましては、知識及び能力、経理的基礎とか技術的基礎等を勘案して実施要項で定める入札参加資格でございますとか、法第１０条に規定する、具体的には成年被後見人ですとか、破産ですとか、禁固刑ですとか、契約解除などの場合ですが、そういった欠格事由の有無について、幅広く関係行政機関の長がきちんと確認するということを明記させていただいております。

８ページの１０行目につきましては、初回の入札で落札者等が決定しなかった場合、やむを得ない場合には、国の行政機関等が自ら公共サービスを実施すること等の対応を取るとも可能であるという記述を書かせていただきましたが、これに対して、森委員から何か基準がないと、何でもかんでもやむを得ない場合になってしまうのではないかということ

でございました。これについては、事前の基準の設定はなかなか難しいので、逆に各省にその理由をきちんと公表させるとともに監理委員会に報告させることにより、濫用が図られないような担保措置を採ることにさせていただきました。

監督の在り方の関連でございますが、これについては各委員から、様々な御指摘をいただきました。基本的には、官によるモニタリングによって、民間事業者の過度の負担にならないようにということで、あくまでも民間事業者の自発的なモニタリングが前提ではないかという御指摘をいただいたと思います。

また、今回、改めて小林委員から、官による監督よりも民間事業者主導のモニタリングを重視する際には、民間事業者が自ら実施状況を公表することに力点を置くのがより望ましいのではないかと御指摘もいただきましたので、これについてはまず標題を「(ア) 契約の締結等」「(イ) 公共サービスの実施等」として、監督が前面に出ないような形に変更をさせていただいた上で、9ページの冒頭のところでございます。

「対象公共サービスの実施に当たっては、まずは民間事業者が、法第6条の規定を踏まえ、常時、業務の実施状況を把握するなど、契約に基づき、自律的に適正かつ確実に当該サービスを実施することが求められる。

国の行政機関等においても、対象公共サービスの質が確保されているかを中心に、的確な監督等を行う必要があるが、その際、監督等に係る過剰な負担を回避しつつその実効性を上げるため、事業の適正実施に向けた民間事業者の自律的な対応を可能な限り促すものとするなど、業務の内容等に応じ、効率的、効果的な方法で行うものとする」という形で考え方を書かせていただいております。

10ページに入っていただきたいと思います。(ウ)のところで「国民の立場に立って、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するためには、対象公共サービスの実施状況等に関する情報の公表により、透明性が確保されることが重要である」ということで、情報公表をメインにするということで書かせていただいた上で、事業の適正実施に向けた民間事業者の自律的な対応を促す観点から、確保すべき公共サービスの質の確保状況、通知内容等について、国の行政機関は原則として公表する。

併せて「なお、民間事業者自身に、確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況等について公表させるようにする方法も考えられる」と書いてありますが、これについては監督等によるモニタリングを採るのか。あるいは民間事業者に情報開示を積極的にさせる方法を採用するのか。この点については、契約で個別に措置するという事も考えられますので、こういった方法も考えられるという表現にさせていただいております。

前に戻っていただきまして、監督の在り方につきましては、27行目でございますが、逢見委員から、契約解除したときのサービスの継続的な提供に留意する必要があるということでございましたので、「当該サービスの継続的な提供が確保されるよう」という表現を記入させていただいております。

また、落合委員長からの監督体制が重要だという御指摘を踏まえ、官と民とのパートナ

ーシップを明確化するという観点からは、その相手方であるカウンターパートをはっきりさせておくことが、民間事業者にとって大切であるということで「以上の監督等については、国の行政機関等は、実施要項において、監督等の責任者その他の体制を明らかにするとともに、その体制を民間事業者へ通知するものとする」という表現を追加させていただきました。

11 ページ、地方公共団体の役割等のところでございますが、これについては、落合委員長から、地方公共団体に自発的な取組みを促す仕組みを設けられないかという御意見をいただきました。

林委員から、これに関連しまして、やはり国の役割としては地方公共団体が自発的に取り組むに当たって阻害している法令がある場合には、それを取り除くという環境整備が中心になるのではないかと。

小幡委員からは、これに関連して、地方公共団体に対して国は情報提供などの支援をすることが考えられるのではないかと、いろいろな御指摘をいただきました。

事務局において、こういった仕組みを考えられるのか、考えたところでございますが、基本的に地方公共団体の自主性を尊重しながらも、地方公共団体相互間の情報の共有が大切ではないか。そういう観点から、国は、法第 8 条の規定に基づく実施方針の策定状況や、先駆的な取組みについての情報をインターネットの活用により広く公表する。こういった形を取ることによって、間接的に地方公共団体の取組みを促すといった仕組みができないかということで書かせていただきました。

(2) の「合議制の機関」のところの文言につきまして、「考えられる」という言葉が何回か続いて、閣議決定の文章というよりも法律の解釈書のように文章が冗長になっているため簡素化させていただいております。

最後に 14 ページ「7. 制度の活用に向けた取組」のところでございます。この部分に関連いたしまして、小林委員から追加意見といたしまして、ベストプラクティスの蓄積と共有が重要ではないかという御指摘をいただきました。

また、寺田委員からは国の改革の進捗状況について、きちんと公表することが重要であるという御指摘をいただいております。

そうということで「国は、公共サービスの改革に関する優良事例等の蓄積・整理や改革の進捗状況等の情報の公表を行うとともに、地方公共団体、民間事業者等の要望に対する必要な助言・支援等を行い、公共サービスの改革の一層の推進に努める」という修文にさせていただきます。

本文の説明は以上でございます。

次に、実施要項の内容に関する留意事項の御説明をさせていただきます。実施要項の内容に関する留意事項につきましては、法において、実施要項に記述すべき事項が列記されているわけでございますが、各事項に沿って実施要項を定める際に留意する点を書かせていただいております。

まず、公共サービスの内容及び確保されるべきサービスの質についての記述でございますが、まずサービスの質を定めるに当たっては、本文の規定する事項に留意してください。また、サービスの質の確保等のためには、民間事業者において自発的・積極的に、質の維持向上等に向けた創意工夫が行われるように、経済的な動機づけなど、事業者の努力を促す仕組みを設けることも重要である。このため、契約で定められた委託費を支払うことに加え、業務の成果に応じて委託費の増額や減額を行う方法や、実施期間の途中で事業実績を評価し、実績が一定水準を満たしていれば引き続き業務実施を可能とする方法等の、様々な取組みを検討すること。

実施期間につきましては、原則として複数年の期間を設定すること。他方で、国庫債務負担行為の年限に留意しつつ、公共サービスの内容等に応じ適切な期間を定めること。

入札の参加資格につきましては、広く一般の参加により競争を行わせることが重要である一方で、全く無制限に参加を求めた場合、公共サービスの適切かつ確実な確保がなされないおそれがあるということで、実施要項において入札資格を追加的に設定する場合においては、公共サービスの適正な実施を確保するために、必要かつ最小限の資格を設定する。あるいは、落札者等の決定に当たっての質の評価に反映させることで足りる項目については、設定しないこととさせていただいております。

入札に参加する者の募集については、入札の実施手続及びスケジュールを具体的に明らかにすること。入札に参加する者に対して、実施要項についての質問の機会を与えること等を書かせていただいております。

5の公共サービスを実施する者を決定するための評価基準等につきましては、政策目的、内容、確保すべきサービスの質を前提に、入札参加者が提供できる公共サービスの質を可能な限り公正・客観的に評価できる一連の評価項目を設定すること。ただし、必須とされる評価項目を設ける場合には、必要最小限とすること。

また、国のPFIの実績などを見ますと、総合評価一般競争入札につきましては、基本的には除算方式が多いわけでございますが、その除算方式の採用に当たりましては、価格が重視されて、質の部分の評価が反映されにくいのではないかと御指摘もありますが、会計法令その他につきましては除算方式を念頭に置いていることもあるようでございます。これらについては、実務的にどちらが優れているという判定も付きにくいようでございます。

したがって、除算方式に当たっての基礎点と加算点の配分の見直しですとか、加算方式の採用の採否も含めて、事例を蓄積しながら適切な方法をトライ・アンド・エラーで検討していくという形の書き方にさせていただいております。

なお、入札価格を評価する際には、官民間の入札価格の調整に関する定めを置き、競争条件の均一化を図ることとしております。

6の官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある情報交換を遮断するための措置については、官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員と、これとは別の職員である官

民競争入札に参加する事務を担当する職員を特定するとともに、官民競争入札実施要項の決定以降は、上記職員のそれぞれの間で、上記の情報交換を禁止するといった措置を、大臣からの職務命令として定めるなど、必要な措置を講ずること。当該措置の遵守を担保するため、情報交換が認められた場合には、国の行政機関の長等の入札参加を認めない新たな民間競争入札を実施すること等をあらかじめ定めることとさせていただいております。

これにつきましては、吉野委員から追加意見といたしまして、国の行政機関の長等の入札参加を認めないという新たな民間競争入札を実施する。これは構わないけれども、職員個人に対しても何かペナルティーが必要ではないかという御指摘をいただきました。

これにつきましては、まさに大臣からの職務命令ということがポイントでございまして、これについては情報交換が認められた場合には、それはすなわち即職務命令違反として懲戒処分の対象になる。あるいはまたケースにもよりますが、国家公務員法上の守秘義務違反に該当するとされて、これもまた懲戒処分の対象となるということで、そういった形で職員個人としてのペナルティーも科されるであろうと考えております。

7の公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報開示につきましては、法においては、従来の実施に要した経費、従来の実施に要した人員、従来の実施に要した施設及び設備、従来の実施における目的の達成の程度等につきまして開示することとされておりますが、それらの情報を開示する趣旨は、入札に参加する者が過去の実績を正確に理解することによって、創意工夫を最大限発揮し、より一層サービスの質の維持向上及び経費の削減につながる提案を行えるようにすることであるという形で趣旨を明確にするとともに、可能な限り複数年の情報を提供すること。

特定の年に生じた特殊要因による変動や、繁閑により生ずる対応などの実態等について、適宜説明を加えること。

必要な情報を実施要項に記載して公表することに加えて、対象公共サービスを実施する現場での説明会を開催するなどの対応も積極的に行うこと等、入札希望者に適切な情報が伝わるよう配慮することという留意事項を、併せて書かせていただいております。

また、実施における目標の達成の程度を開示する際には、従来の実施方法について併せて開示するということで、参考情報として添付することとなっております。

なお、このうち従来の実施に要した経費につきましては、別途コスト計算ガイドラインの策定を予定しております。これはまた次回以降議論していただく形になると思っております。

8の国有財産の使用につきましては、公共サービスの実施を委託する場合に、庁舎等につきまして、契約で定めるところにより民間事業者に使用させることができること。また、委託する契約との一体不可分性という観点から、対価は生じないという形の記述をさせていただいております。

9の公共サービスの従事者となることを希望する者については、民間事業者から職員の受入れを希望する旨の申し出を受けた場合には、関係職員に対しその旨の情報提供を行う

旨を定めることなどが例として考えられるとさせていただいております。

なお、職員を受け入れることを入札参加資格としたり、落札者等の決定に際して有利に扱うことは、公共サービスの質の維持向上を図るために必要であると客観的に認める特段の事情がある場合を除き、不適切と考えられるということで、考え方を明記させていただいております。

法令の特例につきましては、具体的に記載するという点を書かせていただいております。

次に、国の行政機関の長等に対して報告すべき事項、その他の民間事業者が講ずべき措置につきましては、民間事業者には原則として定期的な報告を求めるものとし、必要な報告の内容、頻度その他報告方法をあらかじめ定めることによって、不必要な負担が民間事業者に発生しないように留意すること。

秘密を取り扱うための内部管理体制等の必要な措置その他民間事業者が講ずべき措置の内容を定めることということで、国民のプライバシーの保護等に対する問題意識の高まり等に留意するようにお願いすることとしております。

次に、民間事業者が第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により、民間事業者が負うべき責任でございますが、これにつきましては、特段の事情がない限り第三者に支払った損害賠償額につきまして、国が民間事業者に求償できる旨を定めること。ただし、こういった求償に応ずる義務を履行することができるよう、民間事業者に保険加入を求めることも、業務の内容等によっては検討すべきである。

これにつきましては、吉野委員から、きちんと制度にできないかという御指摘をいただきましたが、保険商品の類型といたしまして、事業活動損害保険や約定履行費用保険等、そういった責任もカバーする可能性がある保険商品があるということは認識いたしております。ただし、カバーするリスクの範囲について保険会社ごとに多様であるのが実態でございますので、これにつきましては個別の保険会社に当たらせていただいて、必要に応じ監督当局、損保協会等に相談するとか、引き続き研究をさせていただきたいと考えております。

次に評価に関する事項でございますが、評価については国の行政機関等がサービスの実施状況に関する調査を行うこととしておりますので、その実施時期や実施方法について定めることとしております。

その他、再委託の禁止でございますが、これはいわゆる丸投げを禁止するものでございます。

説明は以上でございます。

○落合委員長　ありがとうございました。

冒頭に確認をしたいんですけども、2番目に説明された別添の留意事項、この性質は公共サービス改革基本方針との関係での位置づけについては、どういう位置づけになりますか。

○堀内企画官　基本的に閣議決定するものと考えております。ですから、基本方針の中に

別添に留意しと書いてあります。ただし、国民が読んだ場合に、この実施要項の留意事項が入っていると、なかなか複雑で読みにくいという観点から、留意事項は別添という形で書き分けさせていただいております。

○落合委員長　ということは、つまり別添にはなっているけれども改革基本方針と一体となるものということですか。

○堀内企画官　現時点ではそのように考えております。ただし、各事項が細部にわたるものですから、最終的な政府内での扱いとしてどうするかは、各省とも協議して決めなければいけません。現時点では閣議決定の対象とすることとしております。

○落合委員長　それでは、ただいまの御説明に基づきまして、御自由に御議論をいただきたいと思います。

議論の対象としては、この公共サービス改革基本方針の素案というものと別添の実施の留意事項というものの、どの文章についてでも結構ですから、御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員　今の留意事項の方の話で、説明の中で触れられた、いわゆるファイアウォールの話ですけれども、この文章に今、言った公務員としての守秘義務云々という話をちゃんと書き込むことはできないですか。ファイアウォールというものは、よほど厳しい罰則規定などが無いと有効に機能したためしはあまりないんです。本当にやるんだったらば、相当厳しいということをここで言うておかないと、単なるエクスキューズに終わってしまうおそれがあるんじゃないかと思います。

○落合委員長　そうしますと、公務員上の制裁措置、今、事務局からも説明がありましたが、そういう説明内容をここに盛り込むべきであるという御意見ですね。

○吉野委員　競争条件の公平ということを具体的に言えば、そういうことだということをはっきり書いておいた方がいいと思います。

○落合委員長　今の吉野委員の御発言につきまして、ほかの委員の方御意見ございますでしょうか。処分命令を出すということがあり、処分命令に違反した場合の制裁はこうですということまでも明確に示しておいた方が、サンクションが明確に示されており、より実効性を高くするのではないかという御趣旨ですね。

どうぞ。

○河事務局長　今の御指摘、その方が確かに明確で、これは結局公務員と公務員の関係の話で、きちんとやるということを国民の前で明らかにするという意味では、吉野先生のおっしゃること非常によくわかります。文章の書き方は検討することとして、制裁という言葉を使うかどうかは別として、明確に書くということにさせていただきたいと思います。

○落合委員長　ほかの委員の方も、表現はともかくとして今の吉野委員の御発言の趣旨が明確に表示されるような形のものを付け加えるということで、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

どうぞ。

○榎谷委員 そういうことに違反したときの制裁措置として、例えば契約の解除というものもあり得るわけですね。その辺は契約の解除まで至るレベル、どういうことをやったときにどうなるかということについての事前の表明というのはできるものなののでしょうか。それとも、そのときの状況に応じて柔軟にやるべきものなのか。どのように理解したらよろしいのでしょうか。

○落合委員長 今、議論したのは、要はファイアウォール違反が生じた場合の制裁であって、そうするとその制裁の事実が契約の解除の原因になるような場合があるのかどうかということも、問題があるかもしれません。契約の解除との関係では、事務局の方はどうお考えですか。

○河事務局長 あり得ると思います。ただ、この間違見委員がおっしゃったこととも多少関係することなのですが、契約の解除、会社の倒産とか、そういうことがあったときのペナルティーは必要ですが、この法律はなるべくそこに至る前に止めたい。今、行われている公共サービスが継続していくというのが大前提ですので、なるべくその前でそんなことにならないようにするべきだと思っています。

今、吉野先生おっしゃったのは、むしろそういうことがあったらただではおかないぞということをきちんと書くことによって、そういう事態に行くのをあらかじめ防ぐ。それはおっしゃるとおりだと思います。

今、榎谷先生がおっしゃったのは、一般論として当然あることだと思いますが、それを全面に出すというのは、ここの場ではどうかなという感じがいたしました。

○本田委員 6番目の「また」以下で「上記情報の交換が認められた場合には、国の行政機関等の長等の入札参加を認めない新たな民間競争入札を実施すること等をあらかじめ定める」と書いてあるけれども、この「等」の中で解除まで含むかわかりませんけれども、官は参加させないということもちゃんと書いてあるので良いのではないですか。

○河事務局長 1回そういうことをやったときには、もう最初から敗者にしてしまうということで、これもなるべく中断が起こらないように、もう次回から参加できませんと。

○榎谷委員 だったら継続もできないということになりますね。

○河事務局長 ですから、個人の職務命令違反と組織としてのある面での制裁をあらかじめやることによって、こういう事態にならないようにしようということです。

○榎谷委員 私もそれは賛成なんですけど、契約を解除したときにいろいろな影響が出るので、その影響を最小限に食い止めるような手を打ってやらないと、すべてこういう状況になれば契約解除だということになりますと、相当混乱が起きると思うので、その辺の配慮をどこまでどうするかということで申し上げました。

○落合委員長 それでは、ほかの論点につきまして、どうぞ。

○吉野委員 もう一点、さっきの説明の中にあった保険の話なんですけれども、これは耐

震偽装の問題にも関係するということで、私が記者会見で記者の側にいれば当然する質問ですが、この書きぶりでこれ以上しようがないのかということなんです。例えば、ここの監理委員会の仕事であるのかどうかかわからないけれども、民間の保険会社が非常にリラクタントであるという状況に対してものを申す、ちゃんと保険制度としてこういうものが整備されることが望ましいという話をここで言うことは無理なんではないでしょうか。そこまで言わなくても、少なくとも理想的な形としてはそういうものを我々は想定しているというようなことが言えないかどうかです。

○落合委員長　それで言った方がいいという御意見ですね。

○吉野委員　私はそう思います。結局、最後は国に持っていくと言ったときには、納税者としてどうしてそういうことをやらなければいけないのかという話になるわけですし、それはむしろもっと、しかも現実的な対応がなされていた方がいいということだと思います。

○斉藤委員長代理　保険というのは、両刃の剣だと思うんです。保険がしっかりしていると、逆にベストエフォートしない可能性がある。要するに、保険でカバーされるということによって真剣さがなくなるんです。だから、国民のコストということから見ると、皆さんおっしゃるのはよくわかるんですけれども、余り保険でカバーできるというと、事業者というのは、そんなことはないでしょうけれどもいいかげんにやるという面もあるんです。

逆を言うと、保険会社が、それを今度はモニターしなければいけないわけです。そこまで、次から次にお互いのモニター制度を積み上げた方がいいか。よく考えた方がいいですね。

○吉野委員　しかし制度としては、そこまで行かないと完結しない話で、だから耐震偽装の建築基準に関しては、ヨーロッパではそこまで保険会社が評価する仕組みになっていまして、アメリカの公共事業の入札ボンドも、実際にそれが入札資格そのものの評価になるという仕組みがもうできているわけです。そこまでいかないと完結しないという意味ではおっしゃるとおり今の時点では現実的ではないかもしれないんですけれども、我々はそういうことを理想として考えているぞということはいきなり過ぎなんですか。

○斉藤委員長代理　私もよくわかりません。先生方の討議をお聞きしたいんですけれども、結局欧米でそういうふうになっているというのは、もう釈迦に説法ですけれども、まさしく民間ベースでやっているわけです。官のウォッチは要らないんです。なぜなら事業収益ベースで保険会社が必死にチェックしますから、そういうモニターが物すごく働いている。要するに民間ベースで働かせる制度が、文化的、社会的にでき上がっているから、あのスキームは有効だと思うんです。

ところが、ここで検討している制度では行政の長が行政監督権がまだあるわけです。民間受託業者が委託手数料でやる仕事という段階で、保険会社がよほど自信がないと、まず保険を売らないのではないかと思います。どのぐらいまで前もってチェックができるのか。そこがよくわかりませんけれども、法律的に行政上の監督権と保険会社の査定権のどちら

に優先性があるかが問題だと思います。理解する所、こちらでモニターする、行政の長が直接おやりになると思われます。その辺のプライオリティーをよほど明確にしておかないと、混乱するように思います。

○吉野委員 これは、前の方にあった監督の話とある意味表裏一体の話で、多くの三セクが失敗してしまったのも、責任はこういう話で官にあるんだということから規律が緩んでしまったからですが、今の話との関係では、どちらかと言ったならば、私は民間、市場の方に規律のよりどころを求めるのが正しい方向ではないかと私は思います。これは個人的な意見です。

○落合委員長 どうぞ。

○田島委員 今回の保険の議論の前提として、12のところで言っているのは、現在の国賠法上の国と当該公務員の関係以上のものを定める予定ではないわけですね。民間事業者に対して、より厳しい責任を追及するつもりはなくて、国と公務員との関係と同等のものをセッティングするという前提ですね。

○櫻井参事官 国と公務員との関係と同等とおっしゃっているのは、国賠法1条2項が、公務員について故意または重過失がないと求償できない旨の定めを置いており、これを超えないか、ということですか。

○田島委員 はい。

○櫻井参事官 私どもの整理は、超えることもあり得ると思っています。契約において国賠法1条2項と異なる定めを置くことは可能であろう、という前提で書かせていただいております。つまり、故意または重過失ではなくて軽過失しかない、というときであっても、契約において求償ができると書いてあれば求償ができる、という整理をしたいと思っています。

○田島委員 その辺が表現上わかりにくかったんですけれども、例えば「特段の事情がない限り、当該第三者に支払った損害賠償額について求償することができる」というときの特段の事情というのは何ですか。

○櫻井参事官 まず初めに「故意又は過失により」と書かせていただいております。これはまさに重過失ではなく軽過失の場合も含めて賠償責任を国賠法に基づいて行った場合には求償できるということなんです。

○田島委員 これはもともと国賠法上も公務員の故意または過失ですから。

○櫻井参事官 特段の事情と考えておりますのは、故意または重過失に限るという意味ではなくて、軽過失がある場合であっても、例えば国側にも一定の過失への寄与度が認められる場合などには、全額の求償はできないのではないかと、そういう例外的事象もあるだろうということで、「特段の事情」と書かせていただいております。我々の思いとしておりますのは、軽過失しかないときでも基本的には求償はできるけれども、国側に何らかの事情があったときなどには、例えば100%ではなくて8割しかできないことなどもあるだろうということを経験するのために「特段の事情がない限り」という書き方にさせていただ

ております。

○田島委員 事実上、国が公務員に求償することってまずないと思うんです。ですから、それを前提に考えますと、今後はそういう場合は公務員に対してもきちっと請求していくと。

○櫻井参事官 そこは多分法の解釈の話になるかと思いますが、最高裁の判例は、公務員は国民に対して求償義務を負わないとなっていると理解しております。

○田島委員 判例が言っているのは求償の問題でなく、被害者に対する損害賠償を行うのは公務員でなく国である、ということです。私が言うのはそうではなくて、国が求償権を行使することがまずないということです。

○櫻井参事官 それは運用の問題ですか。

○田島委員 はい。そういう運用実態があるのに、民間事業者がやった場合には原則求償権を行使するかのごとき前提でお話をするというのは、ちょっと違和感がありますので、それは不公平になると思います。

○櫻井参事官 それは、したがって、民間にも求償を行わない方がいいという御趣旨ですか。

○田島委員 そういう趣旨ではないんですけれども、保険でそこまで強調する必要があるのかどうかという疑問がありますので、そうであれば公務員の保険も必要ではないかと思えますし、本来はもっと公務員に対して求償するべきだと思います。

○落合委員長 今、ここで議論しているのは一般の公務員に対する求償の問題ではなくて、比較の問題で登場することはあり得ますでしょうけれども、言わば入札を受けた民間事業者が公共サービスを行った場合に、いかに的確に民間事業者が業務執行をすることを確保するかの問題です。その確保を図る手段として、もし求償権が行使されるのであれば、それは一定のサンクションとして機能し、しっかり業務をやりなさいというインセンティブとなる可能性がある。したがって、およそ求償を認めないという考え方は、私はちょっとおかしいのではないかと思います、この官民競争入札という局面においてしっかりとした業務を民間事業者がやってくれることを確保する一つの手段として、国が求償権を行使するということはあってしかるべきであろうと思います。

もう一つの視点は、吉野委員が言われたこととも関連いたしますけれども、民間事業者が公共サービスを国に代わってやろうといった場合に、そこにさまざまなリスクが考えられるわけですが、そのリスクを合理的にヘッジする手段が用意されないと、なかなか民間事業者といえども過大なリスクを背負ってまでやろうということは考えにくいわけです。そうだとすると、合理的なリスクヘッジの手段というものを、可能ならば十分講じさせた上で参入を認めるという体制にすると、参入によることについてのリスクカバーが合理的になされていることになり、そのことがわかっていれば、より積極的に入札に応募していこうということになるだろう。

したがって、そういう観点からすると民間保険事業者に保険加入を求めるということは、

ある意味で放っておいてもビジネスをやっているリスクヘッジをおよそ考えないでやるということは、合理的なビジネスとしては、論外のやり方なので、参入事業者は、当然リスクヘッジを考えた上で公共ビジネスに参入しようとするはずである。

そうだとすると、合理的なリスクヘッジの方法を容易に確保できる環境整備というものをする必要はある。ここは吉野委員が言われているとおりで、私もそう思うんですけども、問題は環境整備をやるに当たって、この委員会もある意味ではお上でしょうが、お上の方からそういう環境整備をしっかりと図れと言うことがいいのかどうか。むしろ民間の方でそういうリスクをカバーすることについても、民間保険会社がビジネスチャンスとして積極的に、自主的に参入しましょうとなるのが好ましい。まずは民間の方の創意工夫を待つというレベルで記述をとどめるというのも十分成り立つ考え方であろうと思います。

そういうことを考えてみますと、余りお上の方で何やれ、かにやれというのは、そういうやり方が従来問題とされていた行為なので、それをまたこの監理委員会も踏襲するというのもいかがかとしますと、この12の「また」以下のぐらゐの表現でとどめるところが穏当ではないかという感じが、私はしております。このように考えますと、当面はこのぐらゐのところではいかがでしょうか。

どうぞ。

○小幡委員 保険のことについては、今の落合先生の御意見にほぼ賛成でございまして、建築の偽装問題のような、そもそも非常に多くの業者がいる場合には、保険が参入してモニタリングして保険料率に跳ね返らせることでインセンティブを働かせるということも可能な領域ですが、今回の話は公務を民間に出していくという話になりますから、勿論保険になじむようなものもあるとは思いますが、必ず保険が入るとも限らないので、このぐらゐ書いておくことで、あとは業務ごとに判断すればよいのではないかという感じがいたします。

1点だけ、先ほど国賠の話が出ましたが、いろいろな理解があると思います。私は国賠でいっても、1条2項で求償するのではなくて、国賠法1条1項の公務員には民間事業者の行為をした職員があたるとみて、3条で求償できるという解釈も可能ではないかと思っていますので、条文的にも、故意、重過失にそもそも限られないと思います。そういう考え方もあり得るし、仮に1条2項でも運用であまり求償していないだけであって、本来法律上はできることになっておりますので、それも問題はないのではないかと思います。

私の理解では、ここで「特段の事情がない限り」というのは、例えば、国がこういうふうに業務せよと具体的に指示して、そのとおり民間が行動したところ、それが裁判所で違法だと言われたというようなケースでして、結局国の指示どおりやったのに、民間が自分の責任ということで100%かぶるというのはまずいだろうというのが、ここで言う「特段の事情」ではないかと考えました。その場合は、一部は国の責任ではないかという感じがいたします。

○落合委員長 森委員、どうぞ。

○森委員 もともこの法律のところにも、創意工夫というのは、あくまでも民間の入札に参加しようとか、あるいは落札したならば、そういうことを常に考えてやっていくということは、先ほど委員長おっしゃいましたように、そこにヘッジをする仕組みも考えた上で応募してきている。あるいは落札すると思うんです。

そういうことになると、逆に言うと国の関与が大きければ大きいほど、枠を締めれば締めるほど、それは参入の意欲をそぐことにつながるのではないか。だから、できるだけメッセージとしては関与は少ないんだと、あなた方が自分たちでどのようにやるかをきちっと、要は私どもは政策目的を達成していただければよろしいという方が私はいいのではないかと思います。

○落合委員長 そうすると、この程度の表現でよろしいということですね。

○森委員 はい。

○落合委員長 ほかの委員の方、よろしいでしょうか。

○本田委員 今おっしゃったように、逆に環境整備というとまたよけいな仕事をつくってしまうんです。そういうのをやめるためにあれであって、私は率直に言って、まさに選定、その後の契約内容をちゃんとやって、あとは事業者のリスク対応の範囲内ですね。企業経営から考えれば、保険もありますし、当然いろいろなやり方があるでしょうけれども、それ以上のことをこういうところに持ち込むということは、また新たな仕事もつくるし適切ではないと思うので、この程度の表現で良いと思います。

○落合委員長 それでは、この部分につきましては、以上の議論を踏まえて、この程度のところかどうかということによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、別の論点、小幡委員、どうぞ。

○小幡委員

細かいことですが、何点がございます。基本方針の方で、9ページの5行目からのところで、これは余り行政が、がんじがらめに監督しすぎるとよくないという話で付け加えていただいたところはよいと思うのですが、6行目の言葉で「的確な監督等を行う必要があるが、その際、監督等に係る過剰な負担を回避しつつ」というところですが、これは過剰な負担を負うのは民間事業者というふうに私は理解したので、そこを確認したかったので、やや文章的に読みづらいと思いました。

○落合委員長 その点は、文章表現の問題ですね。

○小幡委員 はい。

10ページの15行目のウのところですが、私のほうで、前回民間事業者の方にも情報なるべく出させた方がよいという話をしましたが、確かに情報公開法等の適用はないので法律上は無理ですから、この程度のことを書いておいただければよいと思います。今ごろは普通の民間の会社でもよくホームページを使って、いろいろな情報を出しております

すので、少なくとも公務に携わるので、国民に対する何かしらのメッセージは自分から提供してくださいと。それはこのぐらゐの書き方で構わないと思います。

○落合委員長 この文章表現でよろしいという御趣旨ですね。

○小幡委員 はい。前回私が申し上げたこととの関連でしたので。

それから、留意事項の２ページの５の除算方式、加算方式を含めですから、実はいろいろな方式が今、自治体のＰＦＩなどではありまして、例えば、業務のやり方で差をつけた場合には、４社あったら、それぞれの項目ごとに、１位、２位、３位、４位という順位を付けて、その項目の点数が１００点であれば、１位は１００点、２位は７５点、３位は５０点、４位は０点とか付けると、大変メリハリがつくのです。それで各項目を加点していったりするなど、いろいろなやり方が工夫されています。

ですから、除算方式というのはこうだと括弧の中で決めているのがよいのか。今、申し上げたようないろいろな工夫の可能性があるので、なるべく多様な方法で、業務によってはそれがうまくいく場合もあると思いますので、あまり決め付けない形の書きぶりにしていただいたらよいかと思います。大筋は、これでよろしいと思います。

確認ですが、３ページの８の国有財産に関する事項で、全体的には私もこれに賛成で、つまり国が自分でやるのと同じような扱いを国有財産の使い方についてもさせればよいということですね。最後のところの附帯の収益事業のところですが、国有財産法は改正になったばかりですが、それは確認した上ですね。つまり使用許可でなくても契約でできるようになっていますね。

○事務局 そこは確認をした上で、例えば売店をやるとか、そういった場合には使用許可が必要であるという整理をさせていただいております。

○小幡委員 わかりました。ちょうど行政財産でも契約方式ができるように改正がされたばかりなものですから、御確認させていただきました。

○落合委員長 どうぞ。

○事務局 １点目の御質問の監督のところでは過剰な負担を回避しつつという話でしたけれども、民間事業者に対する負担もそうだと思いますし、全部監督でチェックするというのは、過剰な負担はあり得ると思います。

○小幡委員 これは両者に入るから、あえてだれの負担とは書いてないということですね。

○櫻井参事官 基本は民だと思ふんですけれども、官の方も、「過剰」という表現が適切かはともかく、効率が悪い監督をすると税金の無駄遣いをしていることになりますので、それもある意味では過剰というか不要な負担だろう、という意味は若干入っております。ただ、メインは民だと思ふます。

○小幡委員 わかりました。ここには二者両方あるという意味ですね。

○河事務局長 それほど意味はないかもしれませんが、おっしゃるように少し丁寧に書くようにします。一言で書こうとしたのが、やや無理があるような気も、私も聞いていて思いましたので、今、櫻井が言ったような趣旨のものをもうちょっと丁寧に書くようにし

ます。

○落合委員長 それでは、ほかの御意見、どうぞ。

○樫谷委員 留意事項の方の３ページの７の情報の開示です。これは要するに入札するときに、過去の実績を正確に理解するんだということだと思うんですが、 、 、 、 と書いてある下に、３つのボツがあるんですが、競争入札というのはちょっと表現が違うかもわかりませんが、企業で言うと営業譲渡に相当するような部分もあるわけです。

例えば、書いてあるものだけで、果たして営業譲渡を受ける民間の方が、それで正しく理解できて、正しい入札ができるのか、その辺が疑問になりましたので、それはどのように考えればいいのでしょうか。

○落合委員長 これは、事務局の方からお願いします。

○樫谷委員 例えば、民間はデューデリをするんですね。そんなこともお考えになっているのかということをお聞きしたいと思います。

○事務局 一つは、７のところでボツを三つぐらい打っているものがありまして、いろいろな方法を配慮してくださいとしておりますけれども、３つ目のところで、情報を紙で詳しく出すというのも重要だということなんですが、実施要項に情報を記載することに加えて、対象公共サービスを実施している現場での説明会を開催するなどの対応も積極的に行うといったことも一つの方法ではないかと考えて入れたところでございます。

○樫谷委員 そうなんでしょうけれども、果たして、その程度で正しい入札のベースになるような情報がすべて手に入っているのか。やはり、現場を見に行って調べるのが一番いいわけです。そういうようなことを想定しているのか、していないのか。それはどうなんでしょうか。

○事務局 どのような内容のことをするのでしょうか。

○樫谷委員 例えば、企業の営業譲渡の場合、受ける方がいろいろな資料を出してもらえます。本当にそうになっているかどうかをデューデリジェンスして、それで判断するわけです。そのようなことが想定されているのか、されていないのか。それはどうなんでしょうか。

といいますのは、受けた場合に、後で責任が出てくるわけです。その受けた責任について、情報がちゃんと開示されているのかいないのか。開示されていなくても、ちゃんとデューデリしたではないか、調べたではないかということでヘッジできるのか。その辺は、どのように理解すればいいのでしょうか。

○事務局 まずは、この第三者機関の皆さんに情報の開示の内容が十分かどうかというのは、やはりよく見ていただいて御判断いただくということが重要なんだろうと思いますし、先ほどおっしゃっていただいたようなことにつきましても御議論いただければと思っております。

○落合委員長 どうぞ。

○斉藤委員長代理 私ども、現実には国有財産をオークションで売っているわけです。今、

おっしゃったように、大変なデューデリが必要であります。

ここのケースは、国有財産の売却とは違いますから少しは違うんでしょうけれども、御参考までにどういうふうにやるかといいますと、例えば10件ぐらい、どこでも手を挙げたところに一般情報という比較的わかっていような情報をまず出しまして、それでまず洗うわけです。すると、冷やかしも相当ありますし、少しおかしいものもいろいろ手を挙げてくるわけです。その辺は、こちら少しチェックしたりして3か所ぐらいに絞る。

そこからは、フルデューデリといって、守秘義務で守られた情報を全部公開する。入札者との間に守秘義務を結んで、破ったらお互いに訴えるということをやって、こちら破れませんけれども、向こうも絶対破れないようにしておいて、超トップシークレットな内容を全部ディスクローズします。それで最終的なプライシングをさせて落としてもらいます。

海外からもいっぱい来ていますから、そのくらいやらないと、例えば、我々の機関ではないんですが、よそのところで問題になったりしたものがありまして、意図的に一定の業者に差をつけて情報を出していたのではないかと疑われる怖れがあります。これは、たしかアメリカから訴えられているケースがあったと思いますけれども、半公的なところですが、ある業者へどうしてもやらせたいと思って情報に差をつけて流していたと。これは、アメリカだったら背任罪で訴えられますので、その辺の情報公開は、どの程度まで深くやるかというのは問題ですけれども、ここのケースでは財産を全部売ってしまうこととは違うのでしょうから、ある程度ということはあるんでしょうけれども、確かに問題点の指摘はよくわかります。

そんなことを言うと、官を信用していないかと言われると失礼ですが、官から書類がぼんと出てきて、これが実態だと言われて、それを信じて実際仕事を引き受けてみたら、書いていないことがいっぱいあったとか、実は目に見えないバリアーが出てくるということが実際にあるんです。

それを、では民間が、違ったではないか、官がおかしいと言って訴えることができるのかとか、普通、情報を間違えて与えていた場合は我々情報を出した方が訴えられるんです。ですから、こちら必死で情報を公開するということになっているんです。

御参考までにというだけです。

○落合委員長　どうぞ。

○事務局　御指摘いただいて、大変、頭の整理ができたんですけれども、この項目の一つ前の4でありましたけれども、これだけで対応できるということではないと思いますけれども、実施要項の内容について、入札参加予定者から質問の機会を与える必要があるだろう。やはりわからないという部分があると思いますので、そのときの回答として、入札参加者の競争条件を損なってはいけないというのがありますので、受けた質問というのは基本的に公表する。特定の事業者だけに与えるのではなくて、競争条件を損なわないようにするというのが一つ重要なんだろうと思います。

一方で、事業を実際にやる時には、やはりどういう条件なのか、より深く知った上でやらなければいけないだろうというのがあると思いますので、まさに落札者が決まった後、事業を実際に開始するまでの間、準備を官と民の方でやることになるんだと思いますけれども、そこでどこまで詳しく理解して、しっかり準備するかという議論にも関係するということなのかなと思います。

○落合委員長 そうしますと、今までの御議論の中で、7のところでは樫谷委員等が指摘されたようなことをやりたい。デューデリジェンスをやればコストがかかるわけなんですけれども、そのコストをかけてもちゃんとやりたいんだというのがいた場合に、それはできませんということではない。つまり、やりたいという人がいれば、それはできる。そういう形で情報をしっかり得るということをやりたい。そういう手段が排除されているということではなければいいのではないかというふうにも考えられますね。

そうすると、この7の表現で、しっかりしたデューデリをやりたいということが排除されるように読める部分があると非常にまずいということになります。これを見ると「このため」云々で ～ で、あと、黒ボツが3つ並んでいます。これは全体として「等」でくっ付けていて、ある意味で、具体的に記載されたものに限定するという趣旨ではない書き方になっていますから、この表現で樫谷委員が言われたような懸念が現実化するということは直ちにはないのではないかとはいえます。

あと表現の問題として、ここに挙げられているもの以外を排除するものではないという趣旨を、より明確にするかどうかという問題は残るかと思いますが、それらも含めて、さらに検討していただくということではいかがでしょうか。

どうぞ、吉野委員。

○吉野委員 ここに関連して、基本方針に戻ることにするんですけども、この 、 、 、 というのは、具体的には官が入札する場合にはどういうことになるんですか。 、 、 、 というのは、普通の民の入札の場合の予定価格の積算根拠のようなものなんです。そうだとすると、官が入札する場合には、これよりももっと安いものを入れるという話になるんですか。

○落合委員長 では、これは事務局の方からお願いします。

○河事務局長 済みません、先ほどの事務局の御説明は実務を一生懸命考えた上での御説明なので、アバウトに説明させていただきます。

一つは、今、実施しているコストがいくらであるという情報。今、幾らかかっているかということです。

もう一つは、役所の場合には予算というものがあまして、今年度、こうすることで官民競争入札をやって実施を始めようといいますが、予算で上限の数字が出るんです。この二つは客観的に出る数字です。

3番目に、予定価格ですが、これはまさに秘密にすべき話だと思います。

4番目に、今度は官が入札するときの価格。これはまた、官が入札するときに幾らで落

札しようかと考えるかです。

4通りの価格があるんだと思いますが、これは言わば1番目の価格です。ですから、今、申し上げましたように、2番目の価格、3番目の価格、4番目の価格と全く関係がないかと言えば、どこかで関係していると思いますが、基本的には全く関係ない価格でありますから、逆に言えば、入札するときに今までやってきた価格と全然関係ない入札を官ができるのかといいますと、それはできるという体系になっています。

では、予定価格というのは今までの価格とどういう関係があるのか。例えば、1割引であるのか、2割引であるのか。これは予定価格ですから、一切言えない。これはしかるべき形で決めます。だけれども、予算が10と書いているんだから、お前たち10だろうと言われても、予算は10だけれども、予定価格は全然別です。これが、まさにさっきのファイアウォールみたいな世界です。

この4つの価格は、基本的には全然別の変数で動くという形で考えていただくべきだと思います。これは、今、申し上げた1番目の価格ですから、あとの2番目、3番目、4番目とどういう関係かと聞かれたら、基本的には全く関係はございませんという御説明になると思います。

○吉野委員　ここで基本方針の方に戻るんですけども、ですから、私はむしろ官民競争入札を原則とするというふうに書いた方がいいのではないかなと思うんです。つまり、今、ある情報を開示すればいいということだけで、それがその後の官の事業の規律になるのかどうか。

この法律は、やはりあくまで簡素で効率的な政府をつくることを目的にしているわけですから、それであるならば、単に情報を開示したということだけでは十分とはいえない。しかも、開示する情報が本当のものであるかどうかは疑わしい場合もあります。

それは置いておくとして、今現在の実態を開示したということだけで本当に効率的な政府が実現するのか。その後の効率的な政府への道筋の手がかりになるものでなければならぬのではないかな。実際にそれを表題として掲げているわけですから、私どもには、その責任があるのではないかな。そうであるならば、その責任を果たすための具体的な方法としては、やはり官民競争入札を原則とするのが最も現実的なのではないかな。私、こだわるようなんですけども、そうでないと、官の事業に規律を求めるということが本当にできるのだろうかと思います。

例えば、私、道路公団民営化をずっと取材していたんですけども、あれは情報を出させるという作業だけでもって1年ぐらい空費したわけです。本当にとんでもないものを次から次へと出してくるわけで、さっき斉藤さんがおっしゃいましたけれども、出してくるものが本当であるかという話を含めて言えば、それだけで効率的な政府への道が開けるといようなことは私はとても考えられないから、こだわるようですけども、やはり官民競争入札を原則にした方がいいのではないかな。

○落合委員長　この法律の建付として、国会の議論等も踏まえて、どう見るべきかがある

と思います。官民競争入札をする場合と、民間競争入札にする場合とがありますが、原則は官民競争入札であるという建付になっているのかどうか。それとも、平等といいますか、それぞれの公共事業の性質に応じて的確に官民競争入札に付する場合と、民間競争入札に付する場合というふうに仕分けしていくんだという発想からできているのか。結局、公共サービス改革法という法律の基本的な仕組みをどういうふうに理解したらいいかということとも、さっきの吉野委員の発言とは関係してくるかと思いますがけれども、その辺の国会審議等を踏まえた上での事務局の感触はいかがでしょうか。

○河事務局長 今、吉野先生がおっしゃったこととの関係で言いますと、まず法律の建付は全く二本柱で、どちらの柱が長いとか、短いとかというのは一切ありません。それから、手続も基本的には全部同じ手続で、最後の官が参加しなかった部分の取扱いだけが違いますけれども、あとはゴールまで全部同じであります。

あと、おっしゃっているのは、私が多少誤解していたらお許しいただきたいんですけれども、全く同じ建付をしているから、どの道を通るから、例えば情報がきちんと開示されていないではないかとかという議論は私はないと思います。

結局、今のお話を伺っていると、負けることがわかっている官というケースの場合、出ていけないというのを許すかどうか、これは、世間なり、監理委員会なり、あるいは我々かもしれませんけれども、負けることがわかっている官に対してどう対応するか、これまでの反省を迫るべきではないかということが多分どこかにあるんだと思います。

その問題を除きますと、基本的には私は法の建付は全く同じだということで、それによって、こちらの方がいいのではないか、あちらの方がいいのではないかという優劣はございません。だから、反省を迫るかどうかなんてというのは法律外の話はあるかもしれませんけれども、法律の中では基本的には同等となっております。国会にもそのように御説明してきました。たまたま官が入っている場合もありますし、官があらかじめ入らないという場合もありますということしか申し上げてきませんでした。

○吉野委員 私、頭が悪いのでしょうか、まだよくわかりませんが、効率的な政府をつくるために最初から民間競争入札にする方が官民競争入札よりすぐれているというのは、具体的にどういう場合なんですか。

○河事務局長 すぐれているということではなくて、全く同等です。

○櫻井参事官 適宜、使い分けできるのではないかということです。ちなみに議論の過程では、もともと民間にできるものを何で官が入札に参加する必要があるのか、民ができると言ったならば、民でやらせればいいのではないかという議論もございました。

その点については、まさにケース・バイ・ケースで、民間競争入札が適切な場合もあるだろうし、官だからといって頭から効率が悪いと決めつけるのではなく、官民競争入札がいい場合もあるという考え方で、法の建付は官民競争入札・民間競争入札、全く同じにできております。

○落合委員長 どうぞ。

○ 斉藤委員長代理 そうすると、官が出してくる情報というのは、現実には数年間やってきたコストであり、サービス内容ということですね。これを粉飾してはいけない。例えば、勝つために努力目標を少し下げて、値段を下げるとか、サービスを少し増やすとか、そういうことは許さないということですね。すると、厳然たる事実として、事実のデータが出てくると考えていいですか。

○ 河事務局長 はい。おっしゃるとおりです。今の7番に書いてあるものは、そういう前提であります。

○ 落合委員長 どうぞ。

○ 本田委員 具体的に、民と競争してでも、入札に参加する元気のある官は現実にありますか。

○ 河事務局長 現在、何か予定されているかといいますと、まだわかりません。

今回の基本方針の中でもあらかじめ用意されている具体的な事業を各省からヒアリングしていただくということを次回お願いしようと思っております。例えば、そのときにその省で予定されている中で、国民年金収納事業みたいなものについて、今、社会保険庁は公式には官民とも民民とも言っていない。どちらでやるんですかというのは聞いていただいた方がいいのではないかと。別に我々があらかじめ聞いてもいいんですけども、そういうようなことは、まだ作業としてはやっていません。人材銀行も同じであります。

その意味では、ありますかと聞かれたときに、その判断は私どもはまだついていないという状況であります。では、具体的に何をやるんですかということについては、そのお答えをいただいているところはないという状況です。

ですから、今、官民か民民かはわからない状況で二つの事業は置かれているということでございます。

○ 落合委員長 どうぞ、小林委員。

○ 小林委員 おっしゃることはよくわかります。私はそう思いますけれども、この公共サービス改革法の本質としては私はマーケティングだと思っていて、それはやはり、官と民と同じ土俵において競争させるというのが基本精神だろうと思います。官民もあれば民民もあってもいいのではないかと思います。

だから、法律の建付としてどちらも同じ長さですという御説明がありましたので、精神は競争させる。どちらも官のサービスを市場化して、そこでだれでも参加しても構わないという精神、土俵の整備だと私としては理解しているので、一応、この書き方でよろしいのではないかと思います。

○ 吉野委員 おっしゃるとおり、結果はそうなるのだろーと思いますけれども、恐らく大抵の場合は官は逃げ込むでしょう。

官民競争が原則なら、まず官も出てきて、負けましたと言って、だから民がやりますとか、あるいは私は入札をやめますという話になるけれども、原則ではないんだという話になると、逃げ込んでしまえば、あとは勝手にやりなさいという話になりかねないと思いま

す。

○河事務局長 逃げ込むというのは、どういうことですか。

○吉野委員 要するに、努力をしない不戦敗です。

○河事務局長 例えば、栃木県のA事務所の国民年金収納事業というのは、事実、今、行われています。今、それをやっている公務員が、例えば10人いるとします。その10人の部隊が参加して、X企業、Y企業が参加して入札するのが官民競争入札です。

そのA部隊が参加しないというのは、そのままでいるわけにはいかないですから、A事務所の国民年金収納事業に公務員がいなくなりますから、そこがX企業か、Y企業かは知りませんが、落札される。これが民間競争入札です。

すると、この10人というのは、逃げ込むといっても、A事務所の倉庫で飯を食うわけにはいきませんので、この人たちが逃げ込めないということは、A事務所の国民年金収納事業という仕事はなくなっていますから、そこには公務員はいてはいけないことになります。だから、逃げ込むというお言葉がよくわかりません。

○吉野委員 これは、むしろ森委員などにお聞きしたいんですけども、郵政民営化のプロセスなどを見ていると、実際にだれがどこまでどの事業をやっているかという切り分けは正確にはできないと最初は言っていたものを、とにかく区分経理で案分して切り分けるという話をやってきたわけです。

そうすると、非常に恣意的に見えるものが出てくる。郵便事業にかかる経費はこれだけだとか、簡保のためにはこれだけだとかということが、議論の流れの中で変わるわけです。私が逃げ込むと言っているのはそういう話で、本当に簡保の事業だけを切り出そうというときに、その部分を少なく見積もっていけば、簡保を民営化した時の郵政公社の被害は結果として少なくなるんです。

○河事務局長 おっしゃる意味はわかります。ただ、いずれにしても、A事務所の定員の10人が減らなければ国家公務員の定員管理ができないので、そこは間違いなくマイナス10になるんです。だから組織の再編の問題ではなくて、この事業がなくなるということは、まさに情報開示して見せたときに、その部分が10になっていないといけないということをあらかじめ言っているということなんです。

だから、実際は勿論そこはウォッチしていただいてやれば、逃げ込まないようにするという議論とは別なのかなと思います。さっきの反省をして頂くという論はあるような気がします。

○落合委員長 では、森委員どうぞ。

○森委員 行政減量化の会議の中で、実は、この業務は国家公務員がやるのかどうか等を含めて、本来、公務員がやるのは企画立案とかそういうところで、実施業務というのは外へ出しなさいとか、やめなさいとか、いろいろなことを議論してきたということがあるわけです。

そういう中で、例えば市庁舎等の配転の問題があるとか、要は1かゼロかなんです。今、

吉野委員もおっしゃいましたけれども、要するに私どもが全体の一つの流れの中でこれを一体的に切り出せるかどうかという考え方です。

実は、私どもは、自分のところでやっているものをもっと切り分けて個別で切り出しているんですけれども、国のレベルと私どものレベルは違うということはわかっています。だから、そういう意味で、例えば今回ここでどういう業務が出てくるかどうかは8月10日までの間はわかりませんけれども、そういう中で実施業務については、ある面ではほとんど網をかけて、是非、考えていただくようなふうにしていかないと、恐らく、今、出ている、例えば年金だとか、あるいは人材銀行とかという問題だけではなくて、逆に言いますと、それぞれの省庁の自発的な考え方が一番大事なんでしょうけれども、それを待っていると、今、吉野委員がおっしゃったように、不戦敗を含めて逃げ込んでしまうということは、競争が行われなようなふうにしつけられてしまったら、官民競争入札すらできないということになってしまったと思います。

○吉野委員 この監理委員会は、名乗りを上げない役所に、あなたやりなさい、入札に参加しなさいという権限はあるんですか。

○落合委員長 法律上は、指揮命令するような権利はないでしょう。

○河事務局長 法律上は、議を経るですから、内閣府なり各省が持ってきたものの審議をしていただくことですけれども、実質的に、積極的かつ能動的に御活動いただきたいというのを国会から私どもが預かってきて皆様方にお渡ししていますので、是非、積極的かつ能動的に言っていただく中の一つとして、例えばこういうものができるのではないかとこの御提案を公正中立な立場としておっしゃっていただくのは、私は何ら問題はないと思います。

○田島委員 今、おっしゃったのは、官に参加しなさいということですね。この業務についてやりなさいというのではなくて、この入札のところに官も入って官民入札にしなさいということが言えるかどうかという御質問だと思います。

○櫻井参事官 ですから、業務選定は、さっき事務局長が申しましたように、その案について御審議いただく。そこで積極的に関与していただく。

基本方針の中で、官民競争入札の対象とする業務、民間競争入札の対象とする業務を決めるということになっています。つまり対象事業の選定を行うときに、各業務について、官民競争入札を実施するか、民間競争入札を実施するかということも基本方針で決める、という整理になっています。

そのプロセスに監理委員会に関与していただきますので、例えば各省庁が、この業務については民間競争入札を実施すると言う場合に、なぜ民間でやるのか、なぜ官民で実施しないのか、という点について、御審議いただくことは十分可能です。

要するに、各省庁と御議論いただく中で、対象事業の選定がありますから、対象事業の選定について、官民競争入札で実施するか、民間競争入札で実施するかも含めて行うプロセスに、監理委員会が「議を経る」という形で関与していただくことになっています。そ

の際に、これは官民競争入札で実施すべきではないか、これは民間競争入札でいいのではないかを御議論していただくことになります。

○吉野委員 その点で、また元に戻るんですけども、我々に与えられている情報は、
、
、
で、この程度と言っではいけないのかもしれませんが、それしかない。
それで何を根拠に官民か民民かを判断するのか。

○櫻井参事官 情報公表は、本法律のプロセスの中でいくつかの局面に登場します。今、御議論いただいた情報公表というのは、対象事業が決定された後の情報公表です。公共サービス改革基本方針を策定する際に監理委員会で御議論いただくということになります。その際は、具体的に対象事業を選ぶときに、官民競争入札か民間競争入札かも選定していただくということになります。選定されたものにつきましては、今度は実施要項を策定するということになります。実施要項は、原案は各担当府省でつくってもらい、これを監理委員会で御議論いただく。その実施要項の中で、今、御議論いただいていた詳細な情報を出していただくというプロセスが盛り込まれているという形になっております。

○河事務局長 ですから、先ほどの吉野先生の御質問は、選ぶ過程において議を経るときにこういう情報がないと、内閣府なり各省が言っていることが適切かどうか、議を経る判断ができないというのであれば、遠慮なくこういう情報を出しなさいと言っただくのは法律の根拠をもって可能であります。

今、ここに書いてあるものは、どちらかといいますと、国民とか入札者との関係での情報の話ですけども、監理委員会と各省との関係は、一番強い権限をお持ちでいらっしゃいますので、それは遠慮なく行使していただければいいかと思います。

ここで言っている情報開示というのは、どちらかといいますと、入札に参加したいとか、こういう事業ができるのではないかとかという国民の声とか民間企業の声を反映するシステムとして、どれぐらいの情報がきちんとないといけないか。

さっきからおっしゃっているように、それだったらとても買おうと判断できないというようなところは、さっき榎谷先生がおっしゃった公表2のところをかなり積極的にやっていかないといけないのかもしれませんが。

それから、今、吉野先生がおっしゃったのは、どちらかといいますと、公表1のところ、あるいは公表1の次のところの監理委員会との関係での権限で十二分に御議論いただければありがたいと思います。

○落合委員長 どうぞ、本田委員。

○本田委員 今、吉野さんの方から、監理委員会から、この事業は対象にすべきだと言えますか、言えませんかというところで、非常に法律の難しいところだと私は思います。

逆に、先ほどの寺田委員の意見にも書いてあるんですけども、官の方からもう少し、本当はこういうものを自ら出してくるような感じにならなければいけないんだと思います。吉野さんがおっしゃったのは対象事業選定の段階の問題だと思います。先程の私の質問は、対象を選んだ段階で、その入札に参加するぐらい元気のある官庁がありますかということ

です。本来はそうでなければいけないんです。官民入札・民間入札の方式については、それはどちらでもいいわけで、目的はあくまでも経費節減と質の向上です。

今の条文のところでも、質の問題というのは、この前も御議論されましたし、質がどうあるべきかというのもあるんですけれども、この情報ということが非常に大事だと思ったのは、行政サービスの質の向上という抽象論で言いますと、非常に議論がおかしくなってしまう。少なくとも、今よりはよくなればいいんだと思います。そういう意味で、今、どういうサービスをやっているか。現在どういうサービス水準なのかです。まずは最低限それは達成するという意味でも、この４番目に書いてあることは大事だと思います。

だから、本当は、私はどちらかといいますと、官も参加できるぐらい元気があってほしいが、結果として、民民で何ら問題ないと思います。対象事業を選ぶということと、この方式というのは別に分けて考えるべきだと思います。

方式は、私は先ほどお話しした民民であれ、官民であれ、できれば官も出てきてほしい。市場化テストが対象事業の拡大を含めスムーズにいくための一番の問題は、官の側の公務員の雇用の問題だと思います。今までそれをやっている人がいるわけですから、その人たちのことをどう考えていくのか。これをある程度考えていかなければならない。公務員の処遇問題が出ていますけれども、ここをちゃんとやりながらどうやっていくか。そこらをもうちよっと詰めておかなければいけないのではないかな。

例えば、先ほどの年金事業でもいいです。今まで事務所でやっている人は、一番スキルがあるはずだと私は思います。その人がこれまでのスキルを活用できるようにする。我々民間の場合には、合理化により転職するときにはそれだけのお金をちゃんと出します。これは国家公務員という非常に難しい身分制度があるんでしょうけれども、やはり基本的には、公務員のその問題をある程度考えなければならぬ。

今回、これを進めようと思えば、やはりこの雇用の問題が対象事業を拡大していく一つの具体的な障害になっていきます。これを解消しないと官の側は自ら打って出て、これもどうですかという感じにならないと思います。

そういう意味で、事務局にお願いがあるんですけれども、２、３日前に我孫子市がすべての市役所業務を市場化テストに出すとテレビでやっていました。参考になるとと思いますので、調べてください。

○森委員　では、私のところも同じことを考えてやっておりますので、私の方からお話します。

私のところは、市役所の業務で全部で 1,194 業務、業務仕分けで棚卸ししますとそれだけあるわけです。

これに対して、民間提案型で、例えば団体、企業あるいは個人でもですけれども、参加してやりたいということがあったら、例えば 1,194 の 1 業務を私どもにやらせてくれということだったら、これを第三者評価にきちんとかけて、そしてそれがよければやる、きちんと出すということで、勿論、コストの問題もありますし、次回のときにそのペーパーを

持ってきますので、また一度皆さん方で御提案していただければいいと、そういうふうになってきました。

一番大事なことは、要するに、これからは公の業務は公務員がやるだけではなくて、いろいろな担い手があるということ、やはり皆さんに知ってもらうことで、これを私どもホームページでオープンにしていますので、その中で参入をしていただく。

従来、例えば官がやっている業務で、官が引き続きやるかどうかということを含めて、これは内部での、例えば幹部会で評価をすることもありますけれども、まず、基本的には民間が提案されてきたものは、いわゆる私どもではなくて、評価委員の皆さん方に評価をしていただく。それがよければ、例えばその企業であれば企業にやっていただく。今、おっしゃった我孫子と同じような考え方なんです。

○落合委員長 民間入札を原則にするような発想の方法ですかね。

○森委員 はい。

○吉野委員 ただ、公務員の場合は、身分の話が最後に必ず出てくるわけです。だから、もしそうだったならば公務員にもビジネスチャンスを与えて、そこで死に物狂いになって、自分の雇用機会を確保する場を与えて競争するというのは、これは当然の考え方なんではないでしょうか。

○落合委員長 自信があればでしょうね。

○吉野委員 だから、逃げ込むというと、また話がややこしくなりますが、後で身分の面倒を見てくれという話になるのならば、やはり最初から原則としてやるという話にしておいた方がよろしいんじゃないでしょうか。

○落合委員長 それは、吉野委員のお考えということで、また、これからもそれぞれの立場から御意見を表明していただくということで、次の論点に移りたいと思いますが、何かほかにございますか。

どうぞ、小林委員。

○小林委員 基本方針の10ページ目の25行目のなお書きのところなんですが「民間事業者自身に、確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況等について公表させるようにする方法も考えられる」という書きぶりになっているんですけども、これは官が担っていたときには、国民に対するアカウンタビリティーがあり、それを民が担うようになってアカウンタビリティーが解除されるわけではなくて、やはり同じように説明責任はあると思うんです。

やはり、民間事業者だって自分のビジネスについてアニュアルレポートを出し、事業報告をし、いろいろやっているわけですから、公表するというのは、やはり原則的な考え方なんではないかと思います。なおさら競争入札によってサービスの担い手になった民間業者には、その説明責任があるだろうと思いますので、ちょっと書きぶりというか、工夫した方がよろしいんじゃないかと思いました。

○落合委員長 この文章になりました理由は、どういう理由か、ちょっと突き合わせて御

議論いただこうかと思いますが、これは方法も考えられるという表現になった理由はどんなところにあるんでしょうか。

○事務局 その前にあります官の方で報告を受けて公表すれば、一応公表自体は国民への説明という意味では、既に達成されているというのがありますので、更に民間事業者に公表を求めるのがマストということでもないのかなというのもありまして、こうしていたんですけれども、勿論自主的に公表していただくというのは、当然結構なことだと思いますし、そうされるところもあると思うんですが、もともとの考え方はこういったものです。

○落合委員長 官の公表によって、情報公表というものは、それなりの目的を達成している。それに加えて、実際の事業を実施している民間事業者自身が情報開示するというのは、相当ダブリも出てくる部分もあるかと思います。あるいは、これは建付としては、公共サービス実施を委託している、委託者は国の行政機関等である。そうすると、国民に対する関係では、国の行政機関等が説明責任を第一義的に負っている。確かに、それは委託をしてやらせているのですが、しかし第一義的な国民に対する責任は、依然として国の行政機関等にあるので、国の行政機関等が受託者の実施状況を把握し、それについての情報を国民に提供していくというのは、これは委託者としての義務として要求されることであるというのが、20行目のところにあるものですね。

では、民間事業者はどうするのかというと、委託者である国の行政機関等が国民に対する説明責任を果たす情報を開示しているということがあるので、民間事業者自身が、更に自主的に情報開示したいというものがあれば、それはいかぬとする必要はないわけなので、それはやってください。しかし、国民に対する説明責任は、委託者である国の行政機関等が第一義的に果たしているということであれば、それに重ねて民間事業者に開示しなさいという義務づけをやる必要はなかろう。ゆえに方法も考えられるという表現になったということですね。

○斉藤委員長代理 これに少し関連して、結論は私はどちらでも結構なんですけど、考えられることは、民間が自主的に発表をどんどんやっていった場合に、どういうことが起こるかということ、今、日本はものすごく訴訟国家でして、いろいろなことを訴訟してくるのではないかと心配です。

そのときに、国が委託者で国が常に発表しているという状況ですね。私は自分の仕事をやっていて、訴訟有効期間は10年ですね。従ってそのドキュメンテーションを10年間とっておいて、最後は、多分国は守ってくれないだろうと期待はしています。しかしながら我々は弁護士契約までして闘う準備をしているんです。そうしておかないと、結局勝つだろうということはわかっているんですけれども、訴訟が起こったときは、ものすごく費用がかかる。だから、いわゆる民間業者をどう守ってやるかというのも非常に大事でありまして、例えば3年間か5年間かやった後、ある業者が受託を終わって次の業者に移ったと仮定します。

7年後に5年間やっていた最初のあの業者が悪いという訴訟が起こってくることは十分

考えられるんです。そのときに行政は人も代わってしまして、それは自分たちで対応してくれということになる怖れがあります。ちゃんと仕組みをつくっておけばそういうことはないんでしょうが、やはり官の仕事をする者としては非常に怖い面がありまして、意図的に訴訟してくることも考えておく必要があります。

こんなことを言うと少し差し障りがあるんですが、弁護士の先生方が訴訟してくるんです。これはなぜかという、彼らはコストがかからない。我々はプロテクトするためにものすごくコストがかかるわけです。勝負にならないぐらいのコストの差があるのであれなんですけれども、この保険を探したら、10年間国が面倒を見なくなってもやってくれるというようなものは、外資の保険会社が日本に1社しかありません。

そういう状況なので、全体的に、例えば民が公表を自主的にやっていったときには、ターゲットが見えるという、そこを撃ってくるんです。当然官も監理なさっているし、我々もいろいろ見ているんですから、多分、正しいことでやっているんだと思うんですが、裁判になって勝つということがあったとしても、そこまでのコストとか、負担が大変なんです。これは何とか守ってあげないと、民で入ってきた人は非常にリスクがあるということです。

○落合委員長 そうしますと、これは公共サービスを民間事業者が実施する場合、国民に対する説明責任を確保しなければいけないということで、その第一義的責任は行政機関等が負うということがあって、それを超えてどこまで情報開示していくかというレベルの問題になったときに、それを常に公共サービスを実施する民間事業者が、必ず国の説明責任を超えた範囲、どこまで開示するかという問題はありますけれども、それを常に義務づけるというのがいいのかどうか。もし義務づけさせるんだったら契約の中で書き込むということもできるわけですね。

○小林委員 私は義務づけるとまでは言っていないんです。その前の文に「原則として公表する」「原則として」というのが入っているじゃないですか、そうすると例外もあり得るかなということがあり、それでなお書きで民間事業者の情報開示の程度が促進されなければ、やはり国民のパースペクティブとしては、ちょっと十分ではないんじゃないか。だから、本当に書きぶりの問題だと思うんです。だから、義務づけようといっているわけではなくて、透明性を高めるというのは、官が民に移ったとしても、やはり民だって国民に重要なサービスを提供しているわけですから、それについて情報開示をするという姿勢でなければいけないだろう。方法も考えられるという、その前の文の「原則として」というのと「方法も考えられる」というところは二重に効いていて、何か書きぶりは不十分なものな気がしました。

○落合委員長 ちょっと消極的にということですか。

○小林委員 消極的というか。

○落合委員長 つまり情報開示について消極的ということですか。

○小林委員 そうですね。そういうニュアンスが出ている。

○河事務局長　ここで考えたことは、結局、いろいろな法体系の中で、役所が担っているときの事業の仕方と、民間が担っている事業の仕方のルールが、どこか違うところがあるのはしょうがないと思うんです。

要するに、異文化だからどうやって比較するかということで苦労しているわけですから、違っているルールは、言わば前提としてなおかつどう考えていくかだと思うんです。

そうすると、例えば民間がある事業、それは公共サービスでなくてもいいんですけども、ある事業をやっているときは、会社の社長さんの履歴から全部出すべきだという判断があるのかどうか。つまり、事業の性格に伴って普通は言わないことを言うべきだということがあるかもしれない。

とするならば、それは公共サービスかどうかではなくて、その事業の性格に伴って言うべきことがあるかもしれない。ないかもしれないということで議論をするべきなんではないかと私は思っているんです。

何を言っているかということ、これまで役所がやっていたんだから、役所のやっていた情報開示のルールそのままを、事業を引き受けた人間は同じルールを引き受けなければいけないとする考え方を取ると、話が混乱するんじゃないか。基本的に担い手が違うということは、文化が違う、ルールが違うというところで、我が国の場合は始まっているわけですので、その違いは違いとして存続させた上でしないといけない。

○小林委員　役所がやっていることを、そのまま同じように情報開示をしるということではなくて、前段で言っているところは、結局監理委員会に通知した内容、そしてそこで確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況等、これら通知の内容について原則として公表するということですね。

私が言っているのは、後ろのところの「民間事業者自身に、確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況等」と同じ言葉になっていますけれども、民間事業者自体も普通にはマーケットの中ではね。

○河事務局長　今、おっしゃっているのは、上の情報開示の対象が5だとしたら、下も全く同じ5でいいから自分でも言うべきではないかということですか。

○小林委員　いや、そうじゃないです。

○河事務局長　では、上が5で下が8ということもお考えなわけですね。

○小林委員　だから、私が言っているのは、確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況というのは、具体的に何を言っているのか、ここで規定していないじゃないですか。

○河事務局長　具体的に決めるしかないんだと思います。

○小林委員　だから、どういうことを列挙するのか、よくわからないんですけども、民間事業者はマーケットの中で普通に情報開示を行っている。NPOとかは十分な情報開示が行われているかどうかわかりませんが、民間企業であれば、普通に情報開示を行っているはずですね。

そういった情報を、委託された公共サービスだけを取り出して、その部分を同じよう

にというわけではなくて、全般的にといった意味です。

だから、別にリジットに本当に同じことを公表しなければならないということを書いて、事務局としては同じ内容を公表させるようにするということですか。

○櫻井参事官 同じではないです。公表する内容がどのぐらいの広がりか、ということも含めて、ケース・バイ・ケースだろうということです。

○小林委員 だから、方法も考えられるといったところが、引っかかるんです。

○櫻井参事官 その点は、さきほど落合委員長におまとめいただいたように、一義的な説明責任を負うのは国だということを前提に、国が説明責任を負うものについて、あえて民間にやらせることを義務づける必要があるだろうかという、必ずしもそこまではないから、ケース・バイ・ケースで判断する余地を残しておこうという考え方から、「方法も考えられる」という書きぶりにさせていただいています。

この点は、最終的には、事務局長からも申し上げましたように、例えば契約の中で規定して、これは事業者の方で開示してくださいと言うとか、あるいは実施要項のレベルかもしれないませんが、個別の中身の中、個別の事業に応じて、これであれば民間事業者の方に、ここまではやっていただいても差し障りがなかろうとか、むしろプラスであろうということになれば、ケース・バイ・ケースの判断で、それをできるようにしておこうということです。

ただ、今の段階で、一律に民間事業者が公表を行うべきだという指針を示すのは、第一義的に国が負うということの関係からすると、言い過ぎではないかということから、このような書き方にさせていただいています。

○小林委員 私はそんなに強く主張するつもりはなかったんですけども、希望としては情報開示というのは当たり前で、その情報開示の内容自体の適正性が保たれているということなんかは、内部統制の基準なんかでも明らかなので、その情報公開という原則の下で、書きぶりとして何か一步下がったような書きぶりになっているのかなという気がしただけです。書きぶりの問題だと思います。

○河事務局長 民間事業者に一般的にかかっている、例えば商法とか会社法とかは、当たり前のことは、当たり前に行っていたら。

すると、繰り返しますけれども、公共サービスの事業のことについてという限定で書くか書かないかだと思うんです。ですから、会社たるものはこうあるべきだというのは、ここに書く必要はないわけで、公共サービスの事業のことについて基本的には、今、櫻井が言ったように、先ほど委員長も言ってくださったように、委託している下で、こうやってきちんと国民との関係はオープンにしていこうという前提で、それを超える、あるいはもっと言えば、それより広げるかどうか。突き詰めて言えば、そういうようなことを民間事業者に言わせることを義務づけるかどうかということなんです。それはケース・バイ・ケースなんではないですかという文章が、このなお書きだと思うのです。

○落合委員長 小林委員もそこは認められるというか、同じ意見というようなことですね。

ただ、私の感じで、小林委員が言われたのを忖度すると、いいビジネスをやっているのであれば、いいビジネスをやっていますよというのは義務づけしなくたって、どんどん出していくはずである。経済学者はそういう議論をよくするんだけど、そういう自主的な開示を前提にすると、ちゃんとやっているものは、自分がいかにいいことをやっていますかということは、どんどん開示していこうという前提があると、この表現は何か前提としてすべて情報開示をいやがっているという前提があるように感じられるというのですね。

○河事務局長 言いたいことを言ったらよいのではないかというのは書く必要はないように思いますが。

○落合委員長 そこは、情報開示に対する企業、あるいは事業者というものの本来的な対応の前提をどう考えるかという点があり、情報開示に積極的にいい事業者はなるはずであるという前提が必ずしも表現されていない。そもそも違う前提から出発しているかのよう

に読める。この辺がというところなんではないかと思います。

この基本方針素案でいいたいことは、一律に民間事業者に情報開示を、国がやっている情報にプラスαかどうかは別として義務づけるというのは、やはり事業の性質、それから行われている公共サービスの内容その他に関連して、一律に義務づけるという話ではなくて、ケース・バイ・ケースで考えていくべき問題である。

したがって、一律の義務づけはしないという趣旨で方法を考えられるという表現になっているんだけど、その辺のところで、核心部分においては同じだと思うんです。

○河事務局長 わかりました。おっしゃるような意味だったら、文章の書き方の問題かもしれないので、それだったら書きぶりをちょっと考えさせていただきます。趣旨はわかりました。失礼いたしました。

○落合委員長 ほかに何かございますか。

どうぞ、田島委員。

○田島委員 意見ではなくて、制度を理解しておく上での質問なんですけれども、先ほどの国賠との関連で申しますと、私は官民競争入札というのは、官と民が平等な条件で入札に参加できるようにする制度を考えておられるのかと思っていたんですが、例えば官がやる場合には、故意または重過失の場合にしか求償しないとか、あるいは官に対しては別に保険加入を義務づけないということになりますと、コスト面で民の方が、そのところは最初からげたを履かされているといいますか、コストが大きいところでの競争を前提にされているように考えるんですけれども、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○櫻井参事官 おっしゃるように、官と民とは、前提条件の違いというのがあるわけです。おっしゃったようなところもあるかもしれませんが、あるいは、税金を払わなくてもいい官と税金を払わなければいけない民とか、更に言えば、会計制度が違って退職手当引当金を観念しない官と、それを観念する民。

このように前提条件に違いがある官と民が、同じ100万円という入札価格を提示してき

たときに、これを本当に同じに取り扱ってよいのかという議論が必要だと思っております。その点については、前回御説明させていただいたコストガイドラインにおいて、官と民との前提条件の違いを勘案して、公正な条件の下で競争してもらうためには、どういう調整が要るか、という点をまとめたいと思っています。

つまり、官と民との比較では一定の調整が要るのではないかと、いろいろな違いがある中で、調整すべき点については調整した上で官民を比較する、という形にしたいと思っております。どのような違いをどこまで勘案するかというのは、個別具体的に議論する必要があると思いますが、基本的な考え方としては、官民の競争条件がなるべくイコールフットリングになるようにする、その上で競争を行っていただくということを考えております。

○田島委員 ありがとうございました。

○落合委員長 ほかにございますか。どうぞ。

○樫谷委員 留意事項の１ページの「２．実施期間に関する事項」に関連するんですが、これは基本的に実施期間が終了したときの出口のシステムというのは一応できているんですか。

例えば、民間ですから、公共サービスをやるときに設備投資をしていくわけですね。これは１回やったらいいというわけではなくて、恐らく毎年やっていると思うんです。「債務負担行為の年限に留意しつつ」と書いてありますが、その内容に応じて適切な期間を決められているんですが、それはぴたっと終わるものではなくて、通常は設備投資を毎年毎年していくわけです。そこで、５年なら５年が終わってしまったという段階で、それは設備投資ゼロの場合は人を引き揚げればいい話かもしれませんが、そういうときに出口というんでしょうか、契約期間が終わったときの固定資産などの扱い、これは今はどういうふうに整理されているんですか。どなたかがご検討されているのでしょうか。

○河事務局長 事業が終わった後どうするかは、また基本方針で定める。だから、契約期間が終わったら、その後どうするかは基本方針で定める。その基本方針で定めるときに、廃止という定め方もあるかもしれません。

○樫谷委員 そうではなくて、単に５年終わったら、また入札をするわけですね。

○河事務局長 基本的には、基本方針で定めるわけですから、官民競争入札か、民間競争入札か、廃止か、その三つの選択の中で定めなければいけない。

○樫谷委員 Ａさんがやっていて、今度はまたＡさんもＢさんも入札してきて、今度はＢさんが勝ったとしたときに、例えばＡさんの固定資産にかかっているわけですね。その扱いというのは、つまり民間業者ですから、投資を回収しなければいけないですね。

ところが、それが企業ではないけれども、ゴーイング・コンサーン、つまり長期に回収することを目的にしている、たまたま５年間なので、５年で切れてしまっただけで競争に負けてしまったという状況が起きたときに、あるいは官が勝ったといったときに、どのような状況になるのかなというのが、ちょっとわからなかったので質問したんです。

○河事務局長 私どもは法案を出す前の段階から、基本的には終わったらまた最初のスタートラインに戻りますということで御説明してきました。だから、随契は絶対排除することは会計法上言えないんですけども、もう99.9%随契にはいかないような形でやりますということを国会で宣言してきた。

そういう前提から言うと、そこまで随契を排除すべきかどうか、これは価値判断があると思いますが、私どもはそういう形で国会に御説明してきました。

5年間の約束をした後6年目にというときに、今、櫻谷先生は随契がいいということではなくて、そういうことを考えないと困るということなののでしょうか。

○櫻谷委員 最初の投資はできますけれども、毎年の投資ができなくなりますね。

○河事務局長 投資ができないような事業しか逆に選べないではないかということについて、私どももその場合の随契の使い方を検討する必要があると思いますが、今そこは全く白紙にしておりまして、基本的には随契にしないようにという形で御説明してきていますから、少なくとも今の時点での御説明からすれば、そのときにもう一回競争入札するか、廃止するか、それしか基本的にはないと思います。

そうすると、それまでの投資は無駄になるのかということになる。

○櫻谷委員 それは民間会社のリスクでやってくださいということですね。

○河事務局長 そういうことになると思います。

○櫻井参事官 ちょっと検討いたします。余り具体的な考えがまとまっていませんが、基本的な考え方としては、契約条件の問題かと思います。つまり5年後に残った残価が事業者負担だとなれば、当然事業者はそれを前提に入札に参加するわけです。リスクというよりは固定資産投資の負担の在り方の問題かと思います。最終的に残った残価を、ここは少し自信ありませんが、国が買い取ることができるのであれば、それは一つのやり方ですし、買い取らず、残価が残ったら民間事業者の方で負担してくださいということであれば、当然それを前提にして民間事業者が入札に参加することになる、ということだと思います。つまり、基本的には契約において、委託事業の下において民間事業者が投資した固定資産の扱いをどう定めるか、それによって結論が決まってくるということではないかと思います。

○森委員 そういうのは初めからわかっているんですね。

○櫻井参事官 それは初めに契約で決めていくということです。

○森委員 契約の年数も決まっているわけですね。

○櫻井参事官 決まっていますし、そのときに、例えばパソコンは、民間事業者において購入してくださいとか、あるいは、事業に要する建物は国が提供します、といったことを決めます。例えば、建物を国が提供するということを決めれば、固定資産投資の残価は事業者には残りませんし、一般的に言うと、公設民営と言っていますけれども、国の設備を使って民間にやっていただく場合には、余り大きな固定資産投資が民間サイドに発生することはないだろう、ということはあると思います。

○落合委員長 時間がまいりましたので、非常に活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。本日の議論を踏まえて、更に素案に反映した形で作成していただいて、次回それを更に議論するということになりますけれども、次回御議論いただく素案というものは、言わば各省との調整に入るための素案という位置づけになりますので、それを次回御議論いただく。これが7月25日火曜日の14時半からということです。

事務局の方から、何か連絡事項はございますか。

○堀内企画官 25日に各省ヒアリングに入らせていただきますが、本来、各省ヒアリングの対象は、委員会で一度お諮りした上で決めるというのが筋であるとは思いますが、基本的に3か年計画で対象事業が明記されているものを中心に、あと若干ほかの役所で今回新たに対象事業に追加しようというものがありますので、それらを中心にやらせていただきます。また、今、まさに各省に資料を提出してもらっている段階ですので、いったん事務局にお任せいただいて、24日に個別に各委員へのアポイントメントの申込みをさせていただいておりますので、24日に改めて関係者から、事前に御報告させていただくという形を取らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○落合委員長 それでは、長い間、どうもありがとうございました。